

平成23年11月14日  
株式会社 新生銀行

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当行は、取り組むべき基本方針として、「金融円滑化管理ポリシー」を制定しております。このポリシーに基づき、お客さまからのお借入れ条件の変更などのお申し込みやご相談に対しては真摯に対応し、お客さまのニーズに応えるように努めてまいります。また、必要に応じて経営指導や助言などを行い、お客さまに対して十分かつ丁寧な説明を行ってまいります。さらに、金融円滑化の状況を適確に認識し、適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立を図ってまいります。

この方針に基づき、体制整備として、従来より金融円滑化管理に関する担当取締役を任命し、さらに、法人部門、金融市場部門、個人部門、リスク管理部門内に各部門内の所管業務に関する金融円滑化管理全般を統轄する責任者として、「金融円滑化管理責任者」を設置しております。また、平成22年11月に設置した「金融円滑化推進管理室」は、部門間の調整や全行的な取組み体制の一層の強化を図っております。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

各部門に設置した「金融円滑化管理責任者」の指揮に基づき、各部門内における金融円滑化管理を推進し、営業部店を指導するための「金融円滑化管理担当」を設置しております。営業部店における状況については、法人部門、金融市場部門および個人部門の「金融円滑化管理担当」に適切に報告されることとなっており、また審査の状況についてはリスク管理部門の「金融円滑化管理担当」にて把握されることとなっております。これらの状況については、全体を統轄する「金融円滑化推進管理室」に集約されて分析等が行われ、金融円滑化管理担当取締役や取締役会、経営会議等に定期的に報告されることとしております。

【中小企業のお客さま】

中小企業のお客さまからのご相談につきましては、営業部店長を「金融円滑化推進責任者」に任命し、お取引いただいている営業部店（本店・支店）にて、担当するお客さまからのご相談に適切に対応しております。

【住宅ローンご利用のお客さま】

住宅ローンご利用のお客さまからのご相談につきましては、住宅ローン専用コールセンターにて受け付け、専門担当者がきめ細かく対応しております。

### 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客さまからのお借入れ条件の変更等に関する苦情相談につきましては、次のとおり対応させていただきます。

中小企業のお客さまからの苦情相談につきましては、各営業部店にてお伺いするほか、法人部門内に専用受付ダイヤル（「法人金融円滑化苦情相談窓口」）を設置しております。

住宅ローンご利用のお客さまからの苦情相談につきましては、個人部門内に専用受付ダイヤル（「個人金融円滑化苦情相談窓口」）を設置しております。

### 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

社内規程に基づき、事業の改善又は再生のための支援について中小企業者のお客様からご相談を受けた営業部店はお客様のニーズを把握し、企業審査のエキスパートであるリスク管理部門の審査担当部署と協働してコンサルティング機能を発揮することにより、適切な支援を行う体制としております。

## 第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	10,774	28,329	41,271	73,141	85,895	90,672	137,274	182,663		
うち、実行に係る貸付債権の額	5,171	18,165	28,845	60,505	75,006	77,987	127,209	171,285		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	4,445	6,191	6,191	6,804	7,824	7,824	7,824		
うち、審査中の貸付債権の額	5,602	5,618	4,205	4,414	2,055	2,722	91	1,404		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	100	2,030	2,030	2,030	2,137	2,148	2,148		
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	10	25	38	58	68	92	109	133		
うち、実行に係る貸付債権の数	4	14	26	42	55	69	94	111		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	7	7	8	9	9	9		
うち、審査中の貸付債権の数	6	6	3	7	3	10	1	8		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	2	2	2	4	5	5		
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）平成23年9月末時点の中小企業者を対象とする「謝絶」の中には、一旦「みなし謝絶」として計上されたものの、9月末までに実行されたものが4件2,916百万円含まれております（実行額は一部減額の結果2,888百万円）。

(訂正) 平成23年8月15日に公表いたしました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類」より、第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1及び別表2)につきまして以下の通り訂正させていただきます。

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が中小企業者である場合〕

	(修正前：平成23年8月15日公表)	(修正後：今回公表)
	平成23年6月末	平成23年6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	136,814	137,274
うち、実行に係る貸付債権の額	126,749	127,209
うち、謝絶に係る貸付債権の額	7,824	7,824
うち、審査中の貸付債権の額	91	91
うち、取下げに係る貸付債権の額	2,148	2,148
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

	(修正前：平成23年8月15日公表)	(修正後：今回公表)
	平成23年6月末	平成23年6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	104	109
うち、実行に係る貸付債権の数	89	94
うち、謝絶に係る貸付債権の数	9	9
うち、審査中の貸付債権の数	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	5
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0

## 第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	393	2,142	3,691	7,635	9,238	10,452	11,151	11,877		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	400	1,199	3,694	5,289	6,668	7,423	8,205		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	37	441	946	1,379	1,608	1,675	1,675	1,675		
うち、審査中の貸付債権の額	355	1,278	1,060	1,711	910	508	418	245		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	22	484	850	1,428	1,599	1,633	1,750		

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	17	77	149	245	323	371	404	428		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	11	46	91	159	216	254	281		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	19	43	60	70	72	72	72		
うち、審査中の貸付債権の数	15	46	53	71	45	25	18	11		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	7	23	49	58	60	64		

（注）平成23年9月末時点の住宅資金借入者を対象とする「謝絶」の中には、顧客から条件変更の申込受付後、顧客との連絡が取れない等の理由で3ヶ月を経過して「みなし謝絶」として計上したものが53件1,222百万円含まれております。また、「みなし謝絶」のうち22件533百万円は、9月末までに条件変更等の実行に至っております。

平成23年9月末時点の住宅資金借入者を対象とする「審査中」の中には、条件変更を応諾し、実行予定のものが10件235百万円含まれております。